

宇治市監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和2年7月1日

宇治市監査委員
森 真二
松岡 ゆかり
鳥居 進

- 1 監査の結果を公表した日
令和2年2月21日（宇治市監査委員公表第3号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象	教育委員会 中央図書館	監査期間	令和元年11月1日～12月24日	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	複写機使用料収入状況について、調定の遅れが見受けられた。			複写機使用料の収入金に係る調定の遅れについては、調定処理を半月に1回行うこととし、速やかに指定金融機関に入金することとしました。	
2	図書館資料提供費支出状況について、支出負担行為の重複が見受けられた。			支出負担行為の重複については、重複した支出負担行為を取消して是正をしました。また、今後の改善を図るため、1回の支出負担行為に限り複数回に分けて支出し命令を行う新聞代金等の案件を事務引継書に記載するとともに職場内でその旨を共有しました。	

監査対象	教育委員会 東宇治図書館	
監査期間	令和元年11月1日 ~ 12月24日	
	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	図書館資料提供費支出状況について、支出負担行為の遅れが見受けられた。	支出負担行為の遅れについては、支出負担行為にかかる事務処理をより適切な時期に行うよう見直して今後の改善を図ることとし、その旨を職場内で共有するとともに事務引継書に記載しました。